

■ 保育施設利用中の手続き一覧（保育施設用）

R5.8作成

	変更事由	認定 変更申請書	認定 内容変更届	添付書類など
家庭状況	保護者、児童氏名の変更	-	○	-
	家族構成の変更	-	○	-
	住所、連絡先の変更	-	○	-
	離婚調停中	-	○	裁判所から送付された調停期日が分かる書類
就労	転職	※	※	就労証明書
	勤務先住所、連絡先の変更	-	○	就労証明書
	就労時間、就労日数の変更	※	※	就労証明書
	求職活動→内定もしくは就労開始	○	-	就労証明書
	退職	※	※	就労以外の保育事由が把握できる証明書
妊娠・出産・育児休業	里帰り出産により保育の利用を一時停止する場合	-	-	里帰り出産による保育利用一時停止届
	育児休業を取得するとき	○	-	就労証明書（ 出産日以降の証明日 ）
	育休から復帰した時	○	-	就労証明書（ 復帰日以降の証明日 ）
疾病・障害	疾病・障害	○	-	診断書（保育ができないことが明記されているもの）または障害者手帳等
介護・看護	介護・看護開始	○	-	介護・看護状況申告書 + 診断書または障害者手帳・介護保険証
求職活動	求職活動開始（起業準備を含む）	○	-	就労確約書
就学	就学開始	○	-	在学証明書（学生証のコピー）+ 時間割表

※**いずれかを提出** { ・認定変更申請書：認定の区分・事由・保育必要量（標準/短時間）の変更を伴う場合に使用
 ・認定内容変更届：上記の変更が伴わない場合に使用

	状況	提出書類など
退所	保育施設の利用解約を希望する場合	保育の利用の解除申出
	移籍（転園）が決まったとき	
長期欠席	1か月間保育施設を欠席する場合（1か月以上の場合は退園となります）	長期欠席届
その他	上のお子さんが幼稚園に通っている	（子育て支援課にお問い合わせください）
	所得税・住民税申告により、住民税額が変わったとき	修正後の申告書
	現況届（6月ごろに案内します）	（園を通じて市から案内します）
	保育料・給食費の引落とし口座を変更するとき	（取手市税等預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書を 銀行に提出 ）
保育料等の減額・免除申請	(1) 死亡又は離婚により生活が困難となったとき	（子育て支援課にお問い合わせください）
	(2) 疾病等により収入が著しく減少し、保育料の負担が困難となったとき	
	(3) 療養期間2月以上継続してこれに必要な費用を支出しているため生活が困難となったとき	
	(4) 天災その他の不慮の災害により損害を受けたとき 全焼・全壊・・・全額免除・期間1年 半焼・半壊・・・半額免除・期間6月 火災・水害による水損・・・30%相当額・3月	
	(5) 児童が病気やケガなどの理由により、11日以上を連続して欠席したとき	